

第2期 柳川市

子ども・子育て 支援事業計画

～柳川でよかった!ともにはぐくみ、支える、子育てのまち～



令和2年3月
柳川市



はじめに

平成27年度に子ども・子育て支援新制度がスタートして以降も、国においては、幼児教育・保育の無償化など、子ども・子育て支援に係るさまざまな施策が実施されています。

柳川市においては、平成27年3月、子ども・子育て支援新制度を踏まえた「柳川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭、地域、施設などと連携しながら、さまざまな子育て支援の取組みを計画的に展開してきました。

このたび、これまでの取組みを継続しつつ、新たな課題にも対応する施策を計画的に進めるため「第2期柳川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の基本理念は、「柳川でよかった！ともにはぐくみ、支える、子育てのまち」とし、市では、この計画に沿って、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を推進し、保護者が安心して子育てができ、子どもたちがいきいきと健やかに成長できるように、子育て支援の取組みを引き続き推進してまいります。

近年、本市においても、少子化・核家族化や地域の結びつきの希薄化が進み、身近に相談する相手がいない、子育ての仕方がわからないといった育児に対する不安や負担感、孤立感を感じる親が増えています。特に、出産直後は精神的に不安定になりやすく、育児不安やストレスにより、産後うつを発症するリスクが高まるとも言われています。加えて、子育て家庭の社会的な孤立は児童虐待の大きな要因とされ、子どもの健やかな成長のためには、子どもだけでなく、その家庭も含めて支援することが必要であると考えられます。

こうした現状を踏まえ、市では、令和2年度から、妊娠期から育児期にわたるさまざまなニーズに対する総合的相談や支援を実施する「子育て世代包括支援センター」や要保護児童等の把握、調査、相談、アセスメント等の支援業務を実施する「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、専門職を配置するなど支援体制を拡充し、それぞれの子どもや家庭に寄り添った、きめ細やかな支援に取り組んでいきます。

いうまでもなく、すべての子どもたちの健やかな成長を実現するには、行政の取組みだけでなく、家庭、地域、学校、事業者等あらゆる分野の皆さんが子育て支援に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが重要です。これからも子どもたちの健やかな成長のために、皆様のご協力をお願いします。

最後に、この計画の策定に当たりご尽力いただきました柳川市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、子ども・子育て支援に関するニーズ調査やパブリック・コメントなどにご協力いただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

柳川市長 **金子 健次**



目 次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって …… 1

- 1 子ども・子育て支援事業計画の概要 …… 2
- 2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について …… 4

第2章 柳川市の現状と課題 …… 7

- 1 柳川市の子ども・子育てを取り巻く状況 …… 8
- 2 教育・保育、子育て支援事業の現状 …… 11
- 3 アンケート調査結果にみる本市の特徴 …… 15
- 4 第1期計画の検証 …… 21
- 5 第2期計画に向けての課題 …… 25

第3章 子ども・子育て支援の基本的考え方 …… 27

- 1 基本理念 …… 28
- 2 家庭・地域・事業者・行政の役割 …… 29
- 3 基本目標 …… 30

第4章 事業計画 …… 33

- 1 教育・保育の提供区域の設定 …… 34
- 2 教育・保育の量の見込み及び確保の方策 …… 34
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策 …… 37

第5章 実施計画 …… 45

- 1 計画の体系 …… 46
- 2 事業一覧 …… 48

第6章 計画の推進体制 …… 63

- 1 関係機関等との連携 …… 64
- 2 計画の達成状況の点検・評価 …… 64

子ども・子育て 支援事業計画の 策定にあたって

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

(1) 計画の背景と趣旨

2012年(平成24年)、急速な少子化の進行や地域・家庭環境の変化を受けて、必要な子育て支援を行い、子どもが健やかに成長できる社会を目指す「子ども・子育て支援法」が制定されました。同法では、子育て支援事業の需要見込量やその提供体制の内容などを定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

柳川市では、2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度)を計画期間とする「柳川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、必要な教育・保育の提供体制を確保するとともに、地域や社会全体で子どもの成長に寄り添い、支えることで、安心して子育てができるまちづくりを進めてきました。

この間、国においては、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の段階的無償化、さらには「新・放課後子ども総合プラン」の策定等、子育て支援に関する施策を加速化してきました。

しかし、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化が一層進み、共働きやひとり親家庭の増加、子どもの貧困問題等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

このような時代の流れを踏まえ、本市の子育て環境の魅力創出・向上に向けて、子育て支援事業を質・量ともに充実させるとともに、地域社会全体が連携しながら、すべての子どもが健やかに成長できるような社会の実現を目指し、「第2期柳川市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針)に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、本計画は、「柳川市総合計画」や「柳川市地域福祉計画」など、市が作成する計画における子ども・子育て支援に関する事項と整合性を図るとともに、第1期計画と同様、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画としても位置付けることとします。

（３）計画の期間

本計画は、2020 年度(令和 2 年度)から 2024 年度(令和 6 年度)までの5 年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

（４）計画の対象

本計画は、市内のすべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体を対象とします。

なお、本計画において「子ども」とは、児童福祉法に基づき、概ね18歳未満とします。

（５）策定体制

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第 61 条第 7 項の規定に基づき、14 人の委員で構成する柳川市子ども・子育て会議において、次の点について調査及び審議を行いました。

- ① 潜在的なニーズを含む教育・保育・子育て支援のニーズの適切な把握
- ② 教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）及び地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育、家庭的保育など）における教育及び保育の提供体制のあり方や提供目標量
- ③ ニーズの充足に必要な地域の子育て支援事業（地域子育て支援拠点、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳児家庭全戸訪問、放課後児童クラブ、妊婦健診等）の計画への反映
- ④ 子育て支援施策の実績の調査や事業の点検評価

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針（基本指針）の改正

第2期子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、計画の作成に関する事項等を定めた国の基本指針が改正されているため、その内容を踏まえる必要があります。国の指針の主な改正内容は、以下のとおりです。

○「新・放課後子ども総合プラン」関連

放課後児童健全育成事業について、放課後子供教室との一体型の推進、学校施設の徹底的な活用、地域の実情に応じた開所時間延長に係る取組みなどの内容を盛り込むこと。

○児童虐待防止対策関連

- ・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
- ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点等の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、一時保護所の体制の充実等を図ること。

○その他

- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。
- ・幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保に努めること。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児等の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。
- ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、相談支援専門員等の配置を推進すること。
- ・幼児教育・保育の無償化の実施に関して、市町村は、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保すること。

（２）次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正

「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）については、多くの市町村で子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定されており、柳川市も同様です。子ども・子育て支援事業計画の第２期計画策定においても、市町村行動計画を一体的に策定することとし、その際に踏まえるべき「行動計画策定指針」の主な改正内容は、以下のとおりです。

- 「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえた放課後児童対策
- 児童福祉法の改正等を踏まえた児童虐待防止対策の充実
- 母子健康包括支援センターの設置と切れ目ない支援
- 医療的ケア児の身近な地域での支援体制の構築
- 登下校防犯プランや未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策を踏まえた子どもの安全の確保

（３）幼児教育無償化の制度について

令和元年10月、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。幼稚園、保育所、認定子ども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料を無償化するとともに、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置が講じられました。また、就学前の障がい児の発達支援についても、併せて無償化されました。

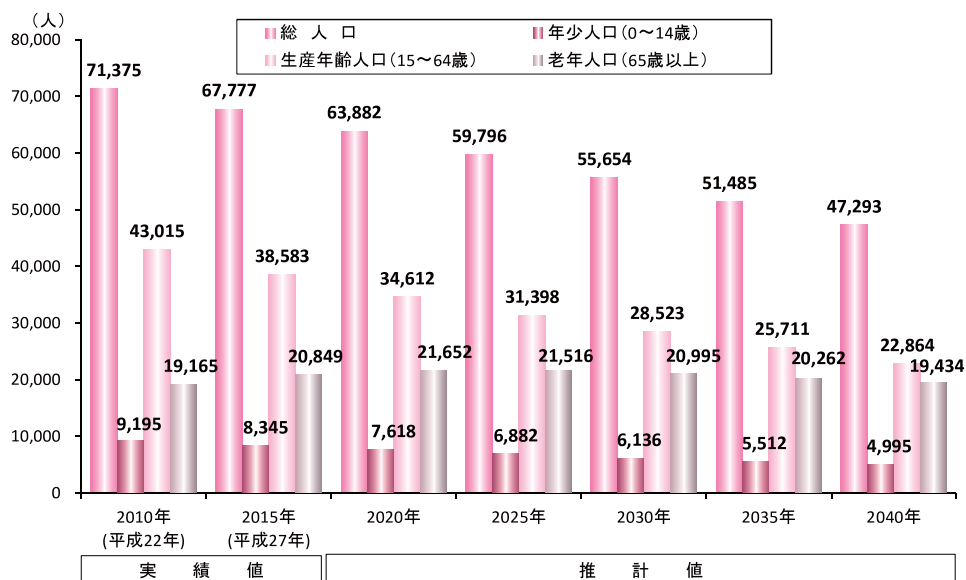
柳川市の現状と課題

1 柳川市の子ども・子育てを取り巻く状況

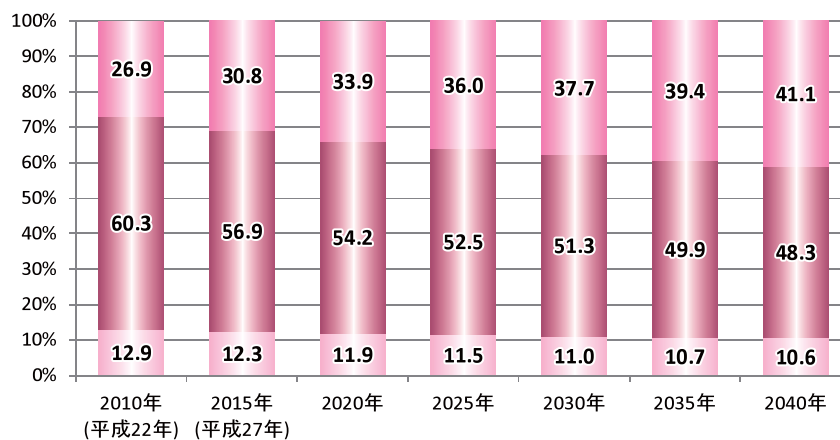
(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

- 本市の総人口は、2015年（平成27年）には67,777人ですが、今後も一貫して減少し、少子高齢化傾向も続くと推計されています。
- 年齢区分別でみると、年少人口は、人数、比率ともに減少傾向で推移し、2040年（令和22年）には人口比率が10.6%になると推計されています。

■総人口・年齢区分別人口の推移と予測



■老年人口(65歳以上) ■生産年齢人口(15～64歳) ■年少人口(0～14歳)

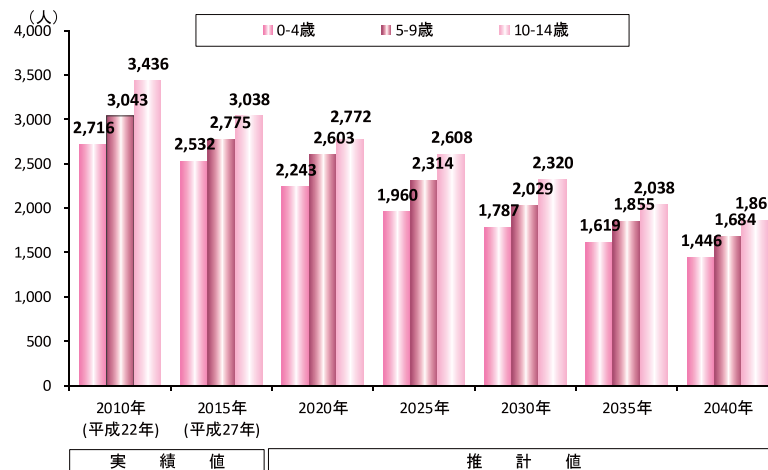


資料:2015年（平成27年）までは国勢調査実測値、2020年（令和2年）以降は社人研推計値

(2) 年少人口の推移と予測

- 年少人口の内訳をみても、0～4歳、5～9歳、10～14歳の3つの年代とともに今後も一貫して減少すると推計されています。

■ 14歳以下3区分別人口の推移と予測 ■

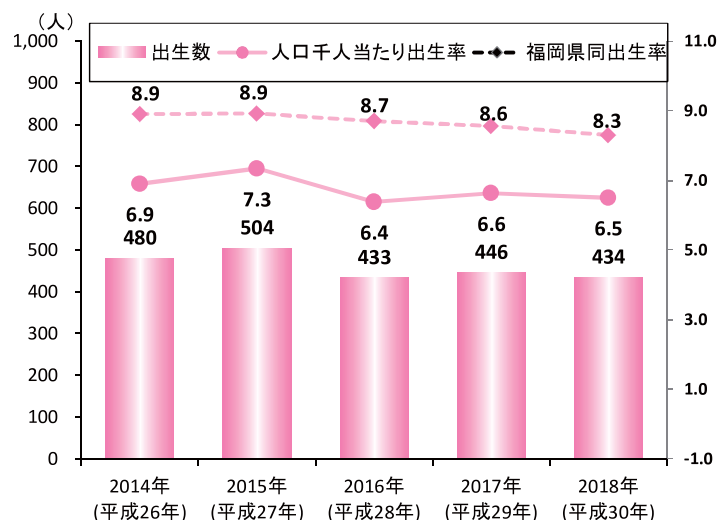


資料:2015年(平成27年)までは国勢調査実測値、2020年(令和2年)以降は社人研推計値

(3) 出生数

- 本市の出生数は、2014年(平成26年)の480人から2018年(平成30年)の434人まで増減を繰り返しています。(※2006年(平成18年)から2010年(平成22年)までの5年間は550人前後で推移)
- 人口千人当たり出生率は、おおむね7.0‰前後で推移していますが、各年ともに福岡県全体と比べると低くなっています。

■ 出生数の推移 ■

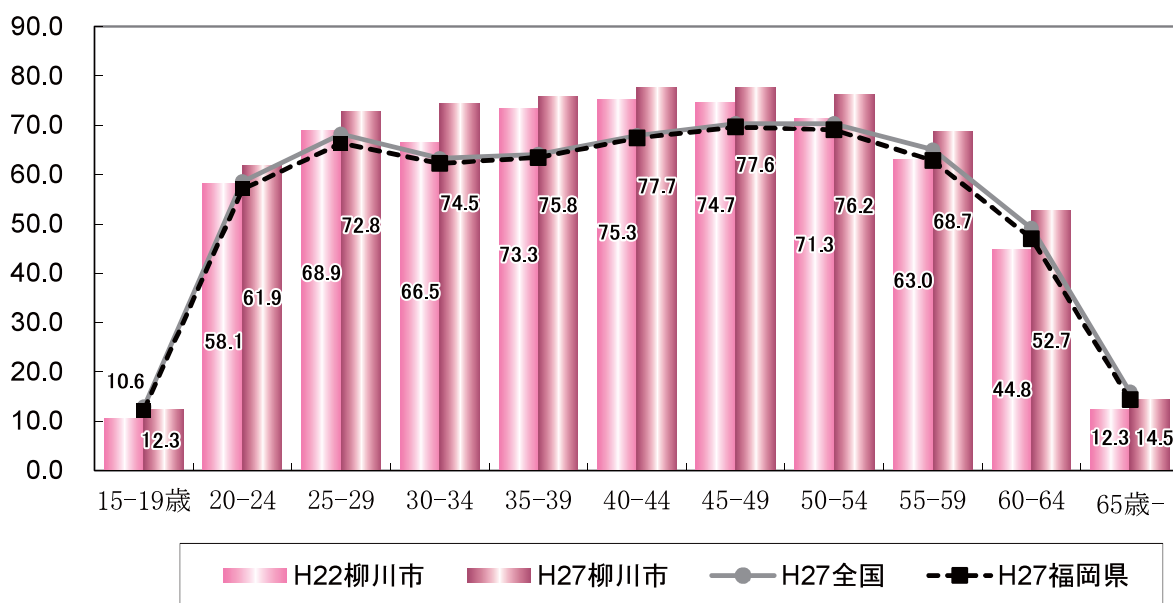


資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)

(4) 女性の就労状況

- 2010 年(平成 22 年)から 2015 年(平成 27 年)にかけて、いずれの年代においても就業率が増加しています。
- 特に 30-34 歳、60-64 歳の就業率の増加が顕著になっています。

■ 女性の就労状況の推移 ■



資料:国勢調査

2 教育・保育、子育て支援事業の現状

(1) 教育・保育施設の状況

教育・保育施設の状況は以下のとおりです。

○保育所の状況

各年 10 月 1 日現在（か所、人）

		2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
施設数		19	19	19	19	19
定員数		2,040	2,040	2,020	2,010	1,990
児 童 数	2号認定 (3歳以上)	1,519	1,470	1,431	1,389	1,359
	3号認定 (1・2歳)	452	449	444	455	429
	3号認定 (0歳)	193	183	193	173	194
	計	2,164	2,102	2,068	2,017	1,982

○認定こども園の状況

各年 10 月 1 日現在（か所、人）

		2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
施設数		1	2	2	2	2
定 員 数	1号認定	40	160	160	160	180
	2. 3号認定	50	70	70	70	127
児 童 数	1号認定 (3歳以上)	49	191	160	162	112
	2号認定 (3歳以上)	29	49	70	76	122
	3号認定 (1・2歳)	18	29	28	32	29
	3号認定 (0歳)	1	5	4	2	5
	計	97	274	262	272	268

○幼稚園の状況

各年 10 月 1 日現在（か所、人）

		2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
施設数		0	1	2	2	3
定員数		0	35	80	80	105
児童数(1号認定)		4	33	69	57	72

※上記の児童数は、区域外施設への入所者を含む

○幼稚園（新制度未移行園）の状況

各年5月1日現在（か所、人）

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
施設数	5	3	2	2	1
児童数	318	149	102	84	44

○その他の保育施設の状況（平成 31 年 4 月現在）

	施設数
企業主導型保育施設	2か所
認可外保育施設	1か所

○小・中学校の状況

各年5月1日現在（校、人）

	施設数	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
小学校	19	3,464	3,406	3,403	3,390	3,395
中学校	6	1,796	1,716	1,730	1,654	1,586

（２）地域子ども・子育て支援事業の状況

本市における地域子ども・子育て支援事業の状況は以下のとおりです。

（※令和元年度は令和元年 10 月までの数値）

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・つどいの広場）

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談を行い、育児の負担感や不安感を解消する。

（人）

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
年間延べ利用人数	18,802	19,694	16,422	20,932	10,734
うち支援センター(3 か所)	8,018	8,318	6,116	7,538	4,132
うちつどいの広場	10,784	11,376	10,306	13,394	6,602

②ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子どもの預かり等の援助を受けたい者（おねがい会員）と援助を行いたい者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。

（人）

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
年間延べ利用人数	445	597	266	567	510

③一時預かり事業（一般型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、保育園や認定こども園等で預かり、必要な保育を行う。

（人）

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
年間延べ利用人数	2,477	3,170	2,471	1,302	490

④一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園や認定こども園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児の希望者を対象に預かり、必要な保育を行う。

（人）

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
年間延べ利用人数	5,534	4,233	1,731	2,330	236

⑤延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもの通常の利用時間を延長して、保育園や認定こども園等で保育を行う。

（人）

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
実利用者数	1,014	997	979	942	679

⑥病児・病後児保育事業

医療機関や保育所等において、急な病気や病気からの回復期などで、一時的に集団保育が困難な子どもの保育を行う。

（か所、人）

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
施設数	1	1	1	1	1
年間延べ利用人数	256	230	226	267	104

⑦放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

放課後に家庭で保育することができない小学生の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る。

（人）

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
利用人数(低学年)	571	636	732	718	730
利用人数(高学年)	35	36	74	71	48
※夏季休暇のみ受入	-	7	28	37	52

※夏季休暇のみ受入は利用人数には含まず。

⑧妊婦健康診査

妊婦の健康の保持、増進を図り、安全な出産を迎えられるよう妊婦検診を行う。

(回)

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
年間延べ利用回数	5,593	5,444	5,129	5,030	2,923

⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

(回)

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
年間延べ利用回数	444	457	417	421	222

⑩養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を養育支援訪問員が訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。

(回)

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
年間延べ利用回数	55	42	28	73	50

⑪子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の冠婚葬祭等により、家庭において子どもを養育することが一時的にできなくなった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

(人)

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
年間延べ利用回数	12	11	3	21	12

3 アンケート調査結果にみる本市の特徴

(1) 調査の概要

第1期柳川市子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、市民の生活実態や子育て支援に関するサービスの利用意向などを把握するためにアンケート調査を実施しましたが、今回、改めて最新の状況を把握するため、同様のアンケート調査を以下の方法により実施しました。

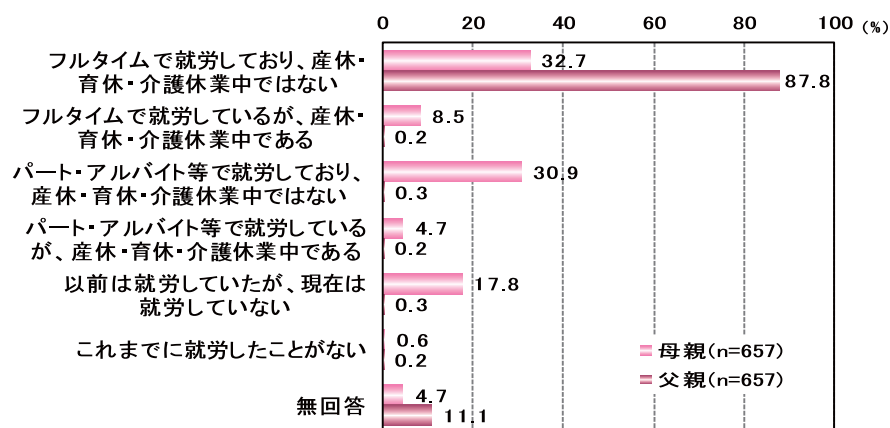
区 分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
1.調査対象者と抽出方法	・就学前児童のいる 1,500 世帯を住民基本台帳より無作為抽出。	・小学生低学年（1～3 年生）のいる 1,000 世帯を住民基本台帳より無作為抽出。
2.調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
3.調査期間	2018 年（平成 30 年）12 月	2018 年（平成 30 年）12 月
4.回収状況	回収数：657（回収率 43.8%）	回収数：443（回収率 44.3%）

(2) 前回調査（2013 年(平成 25 年)実施）結果との比較

調査結果は、本計画に反映させることとしますが、第1期計画作成時に実施した前回調査との比較で、数値の変動が大きかった項目については、以下のとおりです。

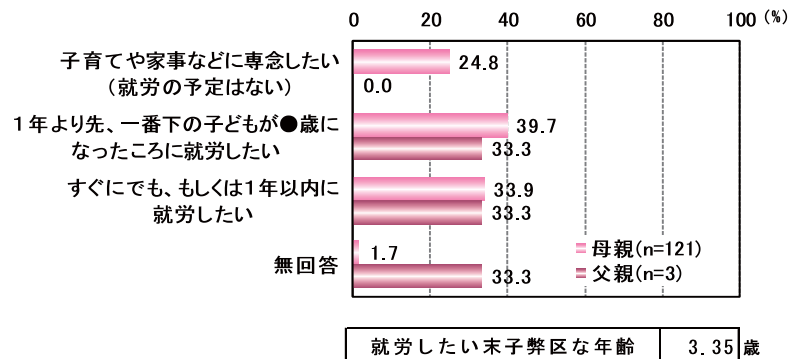
① 就学前児童保護者調査

・母親の職業について、「以前は就労していたが、現在は就労していない」割合が減少しており、就労している母親が増加しています。（前回 24.6%→今回 17.8%）



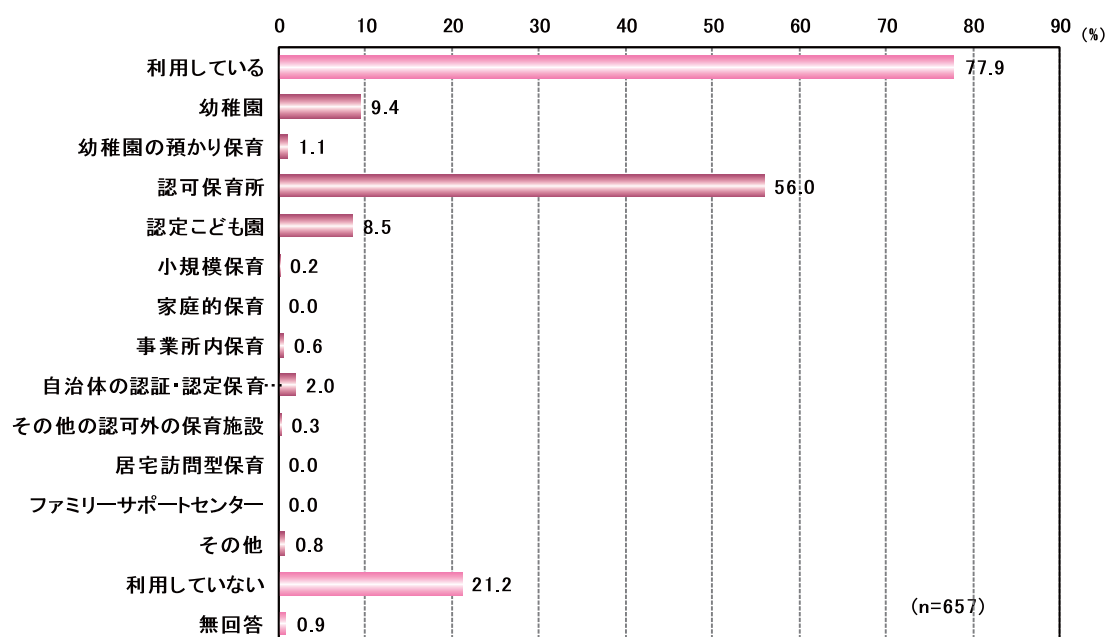
	1 週当たり就労日数 (日 / 週)	1 日当たり就労時間 (時間 / 日)	家を出る平均的な時間 (時分)	平均的な帰宅時間 (時分)
母親	5.06	6.85	8:13	17:17
父親	5.52	9.40	7:29	18:53

・就労していない母親の就労希望は「パート・アルバイト等」が増加しています。（前回 67.8%→今回 78.7%）

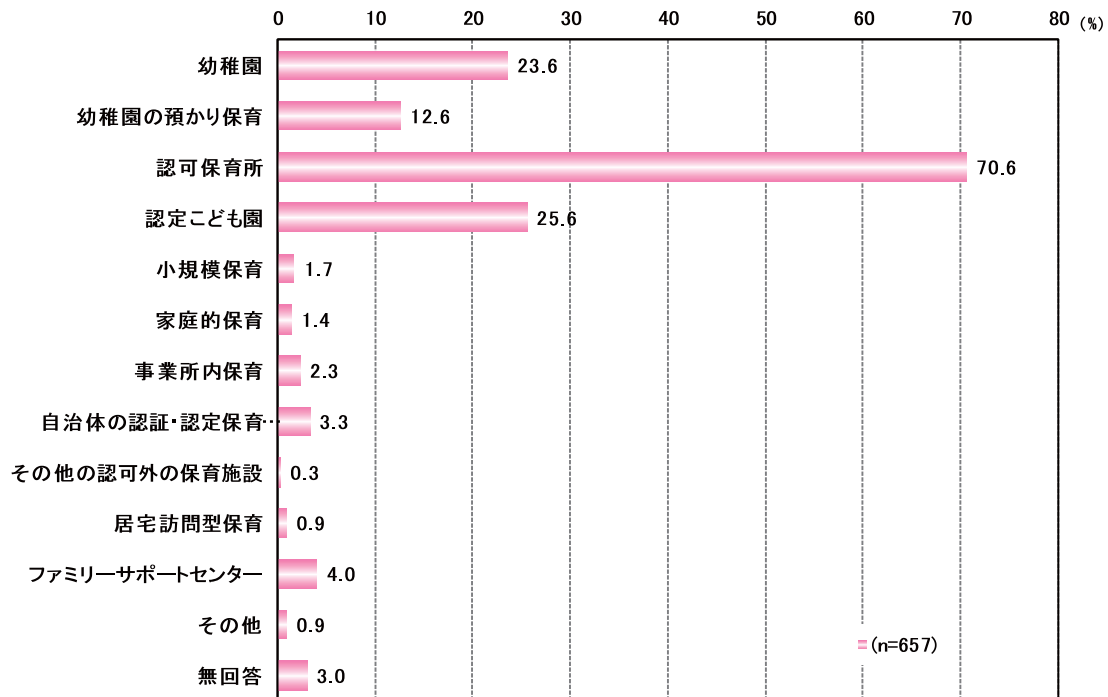


・現在、何らかの教育・保育サービスを利用している人が増加しています。（前回 70.2%→今回 77.9%）

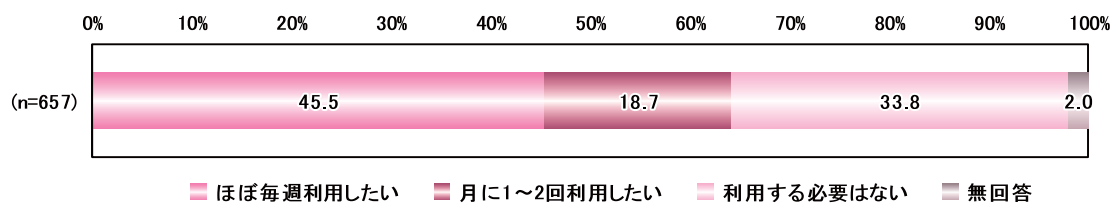
・認定こども園の利用者が増加しています。（前回 0.3%→今回 8.5%）



・今後の利用意向は「幼稚園」が減少し（前回 35.7%→今回 23.6%）、「認定こども園」が増加しています。（前回 10.8%→今回 25.6%）

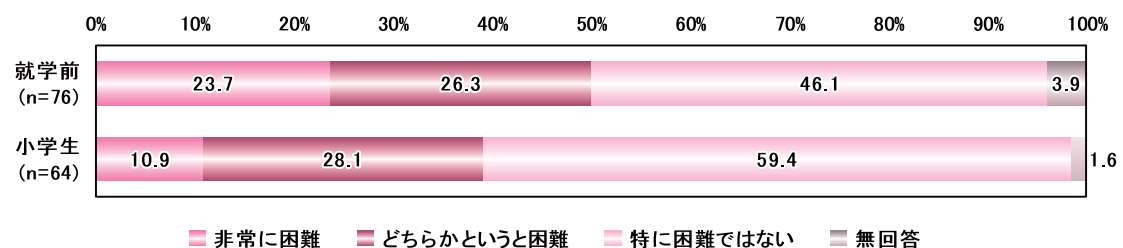


・土曜日の教育・保育事業の利用意向が増加しています。（前回 35.5%→今回 45.5%）

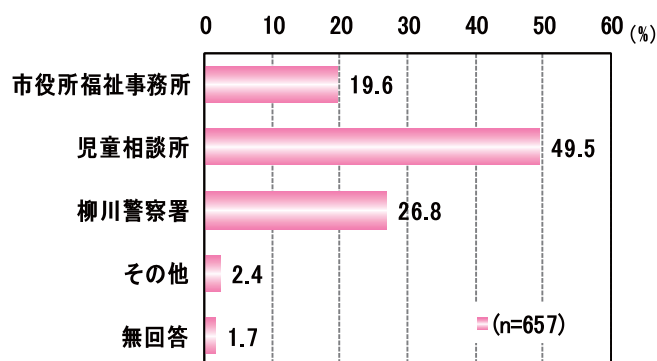


希望する利用時間帯 平均	開始	8:19	終了	16:55
--------------	----	------	----	-------

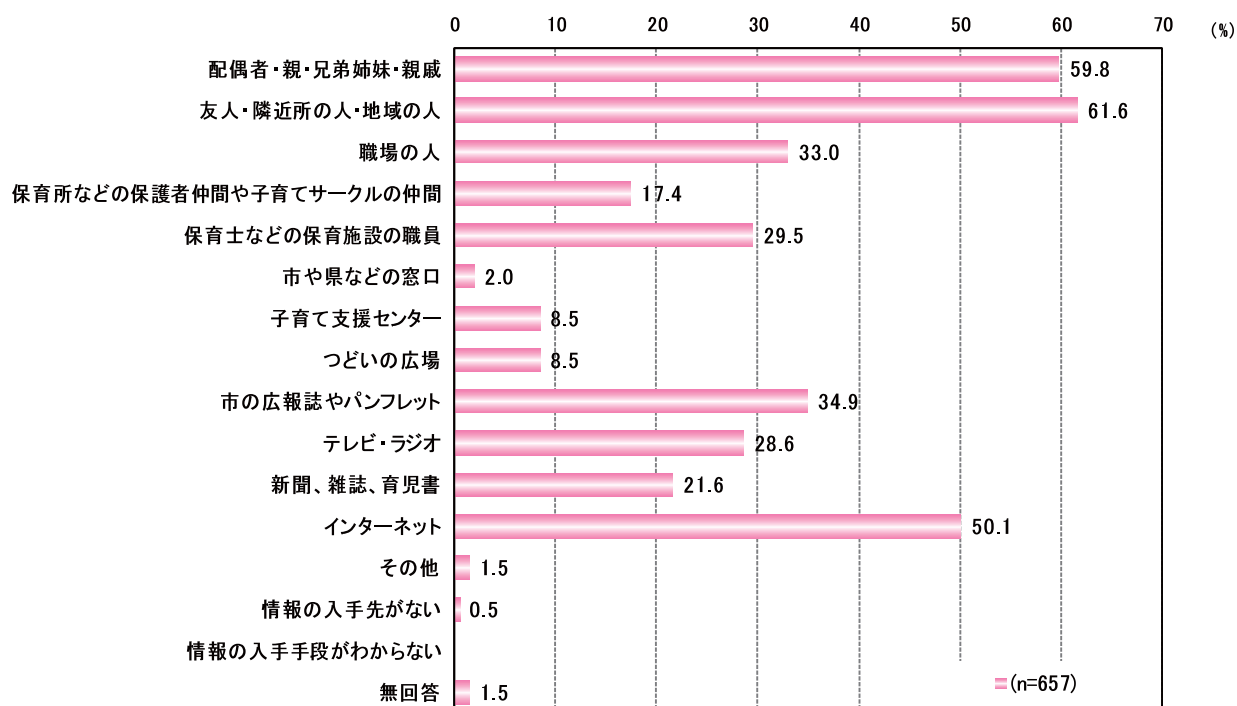
・子どもを「親族・知人にみてもらうことの困難度」で「非常に困難」の比率が大幅に増加しています。（前回 10.4%→今回 23.7%）



- ・児童虐待についての通報先で「柳川警察署」が増加しています。（前回 20.2%→今回 26.8%）

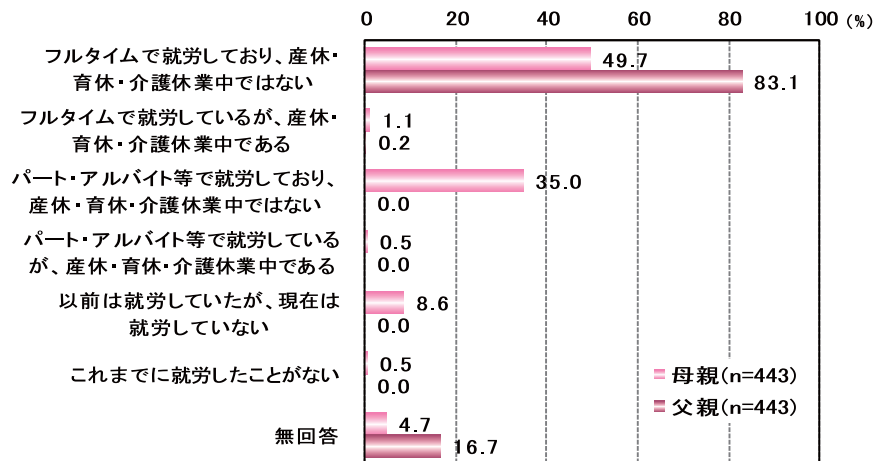


- ・子育てに役立つ情報の入手先としては「インターネット」が大幅に増加しています。（前回 37.2%→今回 50.1%）

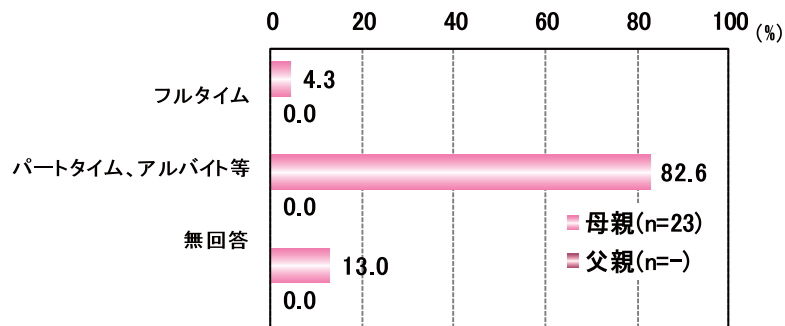


②小学生児童保護者調査

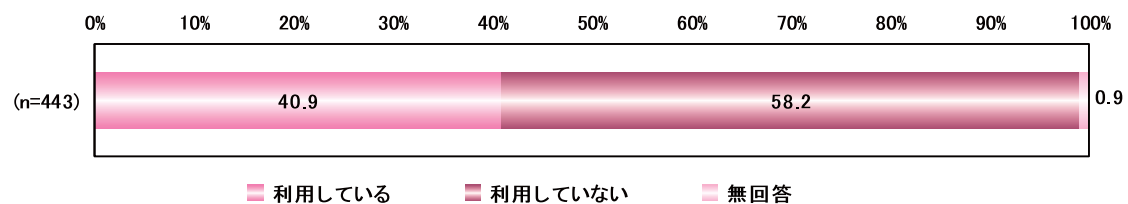
・母親の職業について、「以前は就労していたが、現在は就労していない」割合が減少しており、就労している母親が増加しています。（前回 15.3%→今回 8.6%）



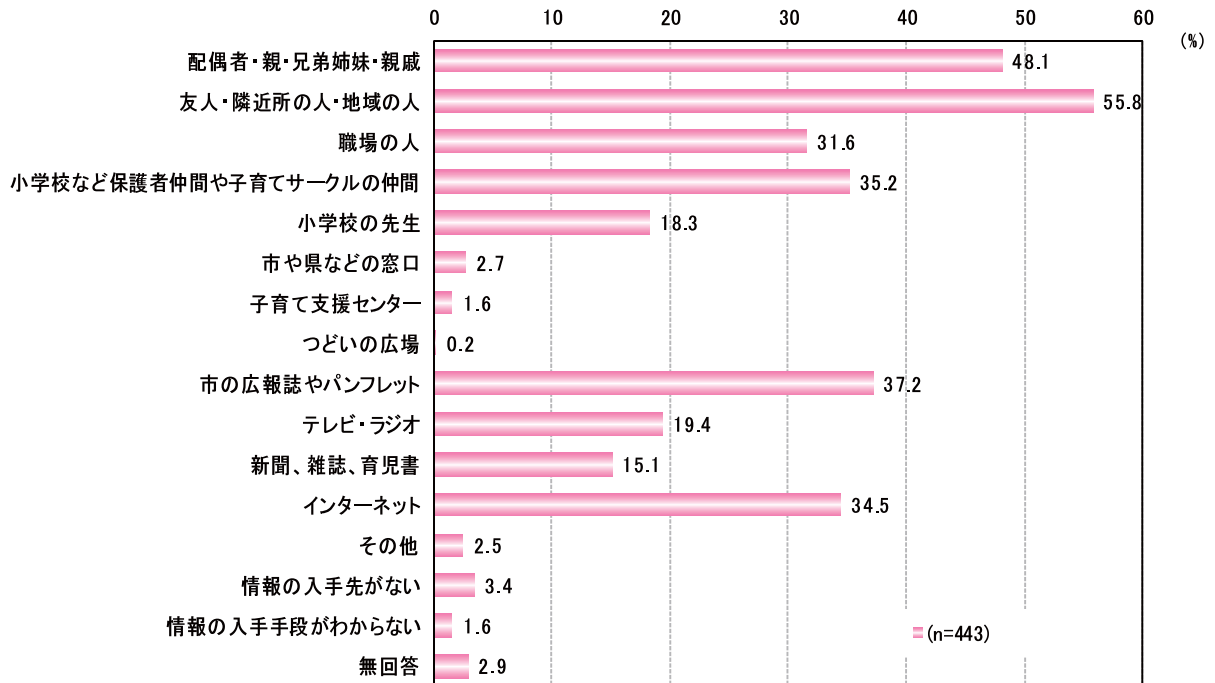
・就労していない母親の就労希望は「パート・アルバイト等」が増加しています。（前回 79.2%→今回 82.6%）



・放課後児童クラブの利用率は増加しています。（前回 28.6%→今回 40.9%）とくに、土曜日の利用率が増加しています。（前回 45.8%→今回 54.1%）



- 子育てに役立つ情報の入手先としては「インターネット」が大幅に増加しています。
(前回 21.8%→今回 34.5%)



4 第1期計画の検証

第1期計画において掲げていた施策の方向及び主要施策について、以下のとおり検証しました。

目標1 地域における子育ての支援

①子育て支援サービスの充実

保護者の多様なニーズに対応するため、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業など、子育て支援サービスに取り組んできましたが、特に子育て支援拠点事業の「つどいの広場」を実施している柳城児童館の施設の老朽化が喫緊の課題となっており、他の事業では、担い手不足や制度の周知不足などが課題となっています。

②保育サービスの充実

市内の19保育所及び2認定こども園で通常保育を実施しています。年度通じての待機児童は発生していませんが、年度末は乳児の受入れが難しい状況です。

全園において19時までの延長保育を実施していますが、休日保育や病児保育は実施できていません。

③相談体制、情報提供の充実

子育て支援関係の情報については、「子育てハンドブック」やウェブサイトを活用して情報提供を行っています。

また、相談体制については、専門の相談員等を配置し、関係機関とも連携しながら、支援強化を図っています。

④放課後児童クラブ(学童保育所)の充実

放課後児童クラブは全小学校区に整備済みで、それぞれ学校や地域と連携しながら取り組んでいますが、共働き家庭が増えたことなどによる待機児童の増加、支援員の慢性的な人手不足、保護者ニーズの多様化などが、大きな課題となっています。

目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

①子どもや母親の健康の確保

母子健康手帳の交付、乳児家庭全戸訪問、乳児健診などを実施し、母子の健康増進に努めているほか、気になる家庭の把握・支援や子どもの事故予防の啓発などを推進しています。

②食育の推進

乳幼児健診時の個別栄養相談や食生活改善推進員による普及活動などを通じて食生活の改善を推進しています。

また、各学校、保育所等で食育の推進に取り組んでいるほか、食育をテーマにした保育士会の研修や、小中学校の給食への地元産海苔の提供などが実施されています。

③小児医療の充実

休日・夜間に近隣で対応できないケースは、久留米広域小児救急センターにおいて対応していますが、医療機関までの距離が遠い、待ち時間が長い等の課題があります。

④思春期の保健対策の充実

学校の教育相談機能を高めるため、全中学校にスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめ等の諸問題の解決を図っています。

また、学校毎に、成長段階に応じた性に関する教育を実施しているほか、ネット利用や薬物等に関する講習会を開催するなど、思春期の子どもたちへの対応に取り組んでいます。

目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

①次代の親の育成

各校区公民館事業の中で、心の教育や郷土学習、世代間ふれあい交流事業等が実施されています。

②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

児童の不登校の問題については、学校、民生委員・児童委員、児童相談所などの各関係機関が、相互に情報を交換し、連携して問題の適切な対応・解決を図るため、各学校においてケース会議を実施しています。

また、学校復帰の援助を目的とした適応指導教室「ありあけ」において、復帰のためのプログラム実施、研修計画の企画運営、各学校との連携、児童生徒の指導等を行っていますが、不登校児童が持続的に「ありあけ」に来所することが課題です。

③家庭や地域の教育力の向上

子育て中の親が子育てに対する理解を深めることができるよう、PTA や子育てサークル等と連携して、家庭教育に関する研修や親子で参加する学習機会の提供に努めています。

また、スポーツ団体等を対象とした学校開放、文化・郷土教育の充実など、学校と地域が連携した取組みを進めています。

④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

学校へスマートフォン等を持ち込まないよう指導しているほか、ネット上での誹謗中傷やいじめ、ネット依存などに関する講演会を通じて、保護者とともに学ぶ機会を提供しています。加えて、最近は乳幼児期からの啓発も必要となっています。

目標4 子育てを支援する生活環境の整備

①良好・安全な生活環境の整備

公共施設については、「段差の解消」、障がい者、妊産婦、親子連れでも使用できる「多目的トイレの設置」、「障がい者用駐車場の設置」等の重点施設整備に努めています。

公園等に設置している遊具については、定期的に安全点検を実施し、必要な箇所は補修を行っています。

目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進等

①就業環境の整備

女性の就業支援については、県と連携し、個別相談や情報提供を行っていますが、労働関連法規に関する周知は十分ではなく、引き続き情報提供・啓発に努めます。

また、男女共同参画の意識啓発については、市職員対象の研修会等を実施していますが、市民、民間企業への啓発は不十分な状況です。

目標6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

①経済的な負担の軽減

保育所等の利用料や乳幼児、障がい者、ひとり親家庭等の医療費について、自己負担額の一部を市独自で助成しています。厳しい財政状況の中、近隣市の状況も踏まえながら取り組んでいますが、近年は、近隣市と比べて負担が大きいという声が寄せられています。

②結婚サポート推進

未婚の男女に出会いの機会を提供するため、大牟田市、みやま市と共同で結婚サポートセンター事業を実施してきましたが、十分な成果が得られませんでした。今後は、企業間による出会い・交流の場の創出などに取り組んでいきます。

目標 7 子ども等の安全の確保

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育については、警察署や交通安全協会と協力し、交通安全教室を行っています。また、地域の交通安全指導員やPTA等による登下校の見守り、巡回パトロールを行っています。

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

地域の協力を得て、子どもの緊急避難所となる「子ども110番の家」の指定を進めています。また、不審者情報が入り次第、情報提供・共有に努めるとともに、重点的に巡回等を行っていますが、登下校時以外の時間帯の対応が課題です。

目標 8 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

①児童虐待防止対策の充実

養育支援が必要と判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行っています。また、DVの被害者の母子などに対し、施設入所等、必要に応じて適切な支援を実施しています。

②障がいのある子どもがいる家庭への支援

市内には6か所の障がい者相談支援事業所があり、社会福祉協議会「きらり」に市の相談支援事業を委託しています。同事業所では、障がい全般の相談を受け、社会資源の情報提供や連絡調整など、相談者の課題解決に向けたサポートをしています。

また、障がい児を受け入れている保育所に対して、保育士の人件費の一部を補助しています。

③ひとり親家庭等の自立支援

職業能力開発のための講座の受講料の助成や、職業訓練期間中の生活費の負担軽減のための給付金の支給等により、ひとり親家庭の親の就労を支援しています。

5 第2期計画に向けての課題

(1) 教育・保育サービス事業の充実

- 15歳未満の年少人口の減少に加え、出生数、婚姻件数といった人口増減に関わる指標も、近年横ばい又は減少傾向にあります。さらに、男女ともに未婚率の増加、晩婚化の傾向も数字に現れており、今後も子どもが減少し続けることは避けられない状況です。一方で、休日保育や病児保育の要望が高まるなど、保護者のニーズの多様化も進んでおり、教育・保育サービスのニーズの把握とそれに沿った提供体制の見直し等を適切に実施していくことが必要です。
- ニーズに沿った教育・保育サービスを提供するために、保育士等人材の確保、教育・保育の質の向上、施設・設備の充実が必要です。
- 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、各種教育・保育サービスの利用希望の増加が想定されるため、適切に対応するとともに、正確で詳細な情報の周知が必要です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

- 放課後児童クラブについては、利用希望が増加傾向にあり、長期休暇期間中の利用希望も高まる等、今後も需要の拡大が予測され、受入体制の整備や支援を行う人材の確保が課題となっています。
- 地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センターなどの支援事業については、利用者の満足度は比較的高いものの、潜在的なニーズもあると考えられるため、引き続き事業内容の改善や事業の周知に力を入れる必要があります。
- 子育て関連の情報の入手先として、インターネットのウエイトが高くなっており、従来の市広報誌やパンフレット、ホームページ等のほか、SNSの活用等、保護者が必要となときに必要な情報を入手できる多様な情報の発信手段を検討するなど、保護者の状況に応じた情報提供体制の整備が求められています。
- 隣近所との付き合いは希薄化しているものの、緊急時等において、地域の見守りへの期待は大きくなっています。

(3) 子どもの健全育成に関わる教育環境の充実

- いわゆる「小1の壁」への対応として、幼稚園や保育所と小学校の連携・情報共有を継続的に図る必要があるほか、いじめ、不登校等の問題への対応のため、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の強化・充実が必要となっています。

（４）職業生活と家庭生活の両立の実現に向けた環境の整備

○子どもが病気やけがの時等に保護者が休暇を取ることができる等、働きながら子育てできる職場環境づくりについて、企業側の理解と取組みを促進する必要があります。

（５）配慮を要する子どもや家庭への支援の充実

○各種子育て相談や育児指導により、育児不安の軽減を図り、児童虐待の未然防止・早期発見に努める取組みを今後も継続して実施する必要があります。

（６）安全で安心な環境の整備

○子どもたちを交通事故や犯罪被害から守るため、地域で協力しあいながら、安心して子育てができる環境づくりをすすめる必要があります。

○保護者からは、子どもたちの健全な成長に欠かせない外遊びをできる場所が求められており、小さな子どもも安心して遊べる公園等の遊び場の確保と適切な管理、設備の充実を図る必要があります。

子ども・子育て支援の 基本的考え方

1 基本理念

基本理念は、国の基本方針等を踏まえて下記の3つの視点に沿うものとします。

視点1 未来を担い、創造する子どもたちを育む

本計画の推進にあたっては、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本的考えとして、子どもの視点に立ち、本市がめざす都市将来像との整合性と本市の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する取組みを進めていきます。

視点2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

子育ての第一義的な責任は保護者にあることが前提です。その上で、親が本市で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができ、子どもたちの可能性と夢を引き出せるように、子どもと家庭への支援という視点に立った取組みを進めていきます。

視点3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来

保護者が子どもを育てることについては、家族、地域、行政、企業など社会のあらゆる分野において、それぞれの役割を果たし、社会全体で子育てを暖かく応援し、支えあっていくという視点に立った取組みを進めていきます。

【基本理念】

柳川でよかった！
ともにはぐくみ、支える、子育てのまち

すべての子どもが心身ともに安全で健やかに成長し、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じながら住み続けることができるまちづくりは、私たちの願いです。

人間としての基礎が育まれる子ども時代は、家族のかかわり、地域の支え、取り巻く環境が大きく影響します。また、将来を担う子どもを健やかに育てることは、将来の社会全体を育てることにつながります。そのためには、子育て家庭を支えることはもちろん、安心して子どもを産み、育てることのできる環境を作り上げることが必要であり、行政をはじめ、地域社会の一員であるすべての市民、事業者が子育てにかかわりを持つことが大切です。

この計画は、一人ひとりの子どもが、笑顔でいきいきと健やかに成長できるように地域や社会全体で子どもの成長に寄り添い、支えることで、安心して子育てができるまちを目指します。

2 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

家庭では、両親が協力して子育てに取り組むことが大切であり、母親だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

また、ひとり親家庭等では、経済的負担も大きく子どもにかかわる時間等も少なくなりがちですが、家庭が子育てに責任を持って取り組めるような支援が必要です。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

(2) 地域の役割

子どもにとって、生活する場である地域は健全で充実した日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは住んでいる地域とのかかわりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて、健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間、さらには「親時間」のバランスがとれる多様な働き方の選択が可能になるとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境への改善に努めるとともに、働く人々もこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組みが必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

3 基本目標

基本理念を実現するための本計画の基本目標として、第1期から引き続き、以下の8つを設定します。

なお、基本目標は、平成22年に策定した柳川市次世代育成支援後期行動計画の基本目標を継承していますが、これまでの取組みを継続するとともに、検証、見直しを加えていくこととします。

基本目標1 地域における子育ての支援

- ①子育て支援サービスの充実
- ②保育体制の充実
- ③相談体制、情報提供の充実
- ④放課後児童クラブの充実

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ①子どもや母親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③小児医療の充実
- ④思春期の保健対策の充実

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ①次代の親の育成
- ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

- ①良好・安全な生活環境の整備

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

- ①就業環境の整備

基本目標 6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

- ①切れ目のない子育て支援の推進
- ②多胎児養育家庭の支援の推進
- ③経済的な負担の軽減
- ④結婚サポート事業

基本目標 7 子ども等の安全の確保

- ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本目標 8 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②障がいのある子どもがいる家庭への支援
- ③ひとり親家庭等の自立支援

第4章

事業計画



市町村子ども・子育て支援事業計画では、年度ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みと実施しようとする教育・保育等の提供体制の確保の方策を定めることとされています。（子ども・子育て支援法第61条）

1 教育・保育の提供区域の設定

「量の見込み」と「確保の方策」は、教育・保育等の提供区域ごとに定めることになっています。

本市では、ニーズ調査結果や施設の実態等を総合的に勘案し、第1期計画と同様、基本的には「柳川市全域」を提供区域とします。

ただし、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）については、事業の内容を勘案し、「小学校区」を提供区域とします。

2 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

（1）教育・保育の量の見込みと確保の方策の考え方

各年度における教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）については、市民ニーズ調査結果より算出した推計値を基に、実態（これまでの実績値）を踏まえた補正を行い、設定しました。

設定した量の見込みに対応するため、特定教育・保育施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）及び地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育事業）による確保の内容と実施時期（確保の方策）を定めました。

なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

認定区分は、次のとおりです。

認定区分	施設等	家庭の類型	対象年齢
1号認定	認定こども園、幼稚園	専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭	3～5歳
2号認定（教育希望）	認定こども園、幼稚園	共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭	3～5歳
2号認定（保育希望）	認定こども園、保育所	共働き家庭	3～5歳
3号認定	認定こども園、保育所、地域型保育事業	共働き家庭	0～2歳

(2) 量の見込みと確保の方策

■量の見込みと確保の方策

(単位:人)

2020 (令和2) 年度	教育	保育			
	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳	教育希望	保育希望	1・2歳	0歳
①量の見込み	210	1,600		353	224
		196	1,404		
②供給量(確保の方策)	285	1,257		659	191
特定教育・保育施設	285	1,257		652	188
特定地域型保育事業				7	3
企業主導型保育(地域枠)					
②－①＝	75	▲343		306	▲33

2021 (令和3) 年度	教育	保育			
	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳	教育希望	保育希望	1・2歳	0歳
①量の見込み	200	1,548		355	216
		191	1,357		
②供給量(確保の方策)	285	1,257		659	211
特定教育・保育施設	285	1,257		652	208
特定地域型保育事業				7	3
企業主導型保育(地域枠)					
②－①＝	85	▲291		304	▲5

2022 (令和4) 年度	教育	保育			
	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳	教育希望	保育希望	1・2歳	0歳
①量の見込み	193	1,502		348	208
		185	1,317		
②供給量(確保の方策)	285	1,257		659	211
特定教育・保育施設	285	1,257		652	208
特定地域型保育事業				7	3
企業主導型保育(地域枠)					
②－①＝	92	▲245		311	3

2023（令和5）年度	教育	保育			
	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳	教育希望	保育希望	1・2歳	0歳
①量の見込み	185	1,443		342	201
		177	1,266		
②供給量（確保の方策）	285	1,257		659	211
特定教育・保育施設	285	1,257		652	208
特定地域型保育事業				7	3
企業主導型保育（地域枠）					
②－①＝	100	▲186		317	10

2024（令和6）年度	教育	保育			
	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳	教育希望	保育希望	1・2歳	0歳
①量の見込み	181	1,391		312	194
		171	1,220		
②供給量（確保の方策）	285	1,257		659	211
特定教育・保育施設	285	1,257		652	208
特定地域型保育事業				7	3
企業主導型保育（地域枠）					
②－①＝	104	▲134		347	17

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策の考え方

子ども・子育て支援法に定められている地域子ども・子育て支援事業について、それぞれの量の見込みと実施しようとする事業の提供体制の確保の内容と実施時期（確保の方策）を定めます。

なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

- ①利用者支援事業
- ②時間外保育事業（延長保育）
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な主体の参入促進事業
- ⑤放課後児童健全育成事業（学童保育所）
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧養育支援訪問事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬妊婦健康診査

(2) 量の見込みと確保の方策

①利用者支援事業

事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

確保の方策

2019年度（令和元年度）から、子育て支援課窓口において、特定型を設置しています。2020年度（令和2年度）から、同じく子育て支援課窓口において、母子保健型（子育て世代包括支援センター）の設置を予定しています。

②時間外保育事業（延長保育）

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を延長して、認定こども園、保育所等で必要な保育を実施します。

対象年齢 0歳児～5歳児

単位 利用実人数

需要量の見込みと供給量

（人、か所）

		2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
①需要量の見込み		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②確保 の方策	定員数	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970
	実施施設数	19	19	19	19	19

確保の方策

市内の認可保育所において、午後7時までの延長保育を実施しており、今後も引き続き実施していきます。

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得等の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う事業です。

確保の方策

事業の必要性、効果等を勘案した上で、事業実施について検討していきます。

④多様な主体の参入促進事業**事業概要**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

確保の方策

事業実施の必要性、効果等を総合的に検討します。

⑤放課後児童健全育成事業**事業概要**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

対象年齢 1年生～6年生

単位 利用実人数

需要量の見込みと供給量

(人、か所)

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①需要量 の見込み	低学年	907	870	831	805	770
	高学年	91	87	83	81	77
②確保 の方策	か所数	19	19	19	19	19
	定員数	894	894	894	886	847

確保の方策

ニーズに応じた受け入れ態勢を確保するよう努めるとともに、今後子どもの居場所づくりのため、放課後子供教室との一体型の推進や公民館等との連携・活用について検討していきます。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）**事業概要**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に宿泊させ、必要な保護を行います。

対象年齢 0 歳児～18 歳児

単位 1 年間の延べ利用人数

需要量の見込みと供給量

(人、か所)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
① 需要量の見込み	20	20	20	20	20
② 確保の方策 (施設数)	3	3	3	3	3

確保の方策

児童養護施設白梅学園、児童養護施設甘木山学園及び甘木山乳児院の3施設で事業を実施しています。今後も必要な需要量を受け入れられるような体制を確保していきます。

⑦乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師、助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

確保の方策

すべての対象となる家庭を把握し、訪問しています。

⑧養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が必要な家庭を養育支援訪問員が訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

確保の方策

乳児家庭全戸訪問等により支援が必要な家庭を把握し、訪問しています。

⑨地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助、講習等を行います。

対象年齢 概ね0歳児～2歳児

単位 1か月の延べ利用回数

需要量の見込みと供給量

(人、か所)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	2,256	2,208	2,128	2,051	1,978
②確保の方策 (か所数)	4	4	4	4	4

確保の方策

柳城児童館と保育園3園（正光乳児保育園、あけの保育園、垂見保育園）で事業を実施しています。今後も親子が気軽に参加できるような体制を確保していきます。

⑩-1 一時預かり事業（幼稚園型・在園児対象）

事業概要

幼稚園や認定こども園において、通常の教育時間以外の時間に、在園児の希望者を対象に必要な保育を行う。

対象年齢 3歳児～5歳児

単位 1年間の延べ利用人数

需要量の見込みと供給量

(人、か所)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②確保の方策 (実施施設数)	1	2	2	2	2

確保の方策

幼稚園において、今後も継続して実施していきます。

⑩-2 一時預かり事業（一般型・幼稚園在園児以外）

事業概要

保育認定を受けない子どもを、利用希望に応じて一時的に認定こども園や保育園で預かり、保育を行います。

対象年齢 0歳児～5歳児

単位 1年間の延べ利用人数

需要量の見込みと供給量

(人、か所)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②確保の方策 (実施施設数)	17	18	18	20	20

確保の方策

保育所等での一時預かりについては、今後も必要な需要量を受け入れられるような体制を確保していきます。

⑪病児・病後児保育事業

事業概要

病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもについて、病院や保育所等において、看護師等が一時的に保育を行います（現在本市では、病後児保育のみを行っています）。

対象年齢 0歳児～5歳児

単位 1年間の延べ利用人数

需要量の見込みと供給量

(人、か所)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	250	250	250	250	250
②確保の方策 (実施施設数)	1	1	1	1	1

確保の方策

現在、病後児保育を保育園1園（定員 3人／日）で実施しています。病児保育については、広域での受入れなども含め、実施に向けて検討していきます。

⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

対象年齢 0歳児～小学6年生

単位 1 年間の延べ利用人数

需要量の見込みと供給量

(人)

低学年・高学年	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
①需要量の見込み	600	600	600	600	600
②確保の方策 (まかせて会員数)	128	133	138	143	148

確保の方策

事業の周知を図るとともに、利用料の見直しなど、利用者のニーズに応じた事業を実施していきます。

⑬妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

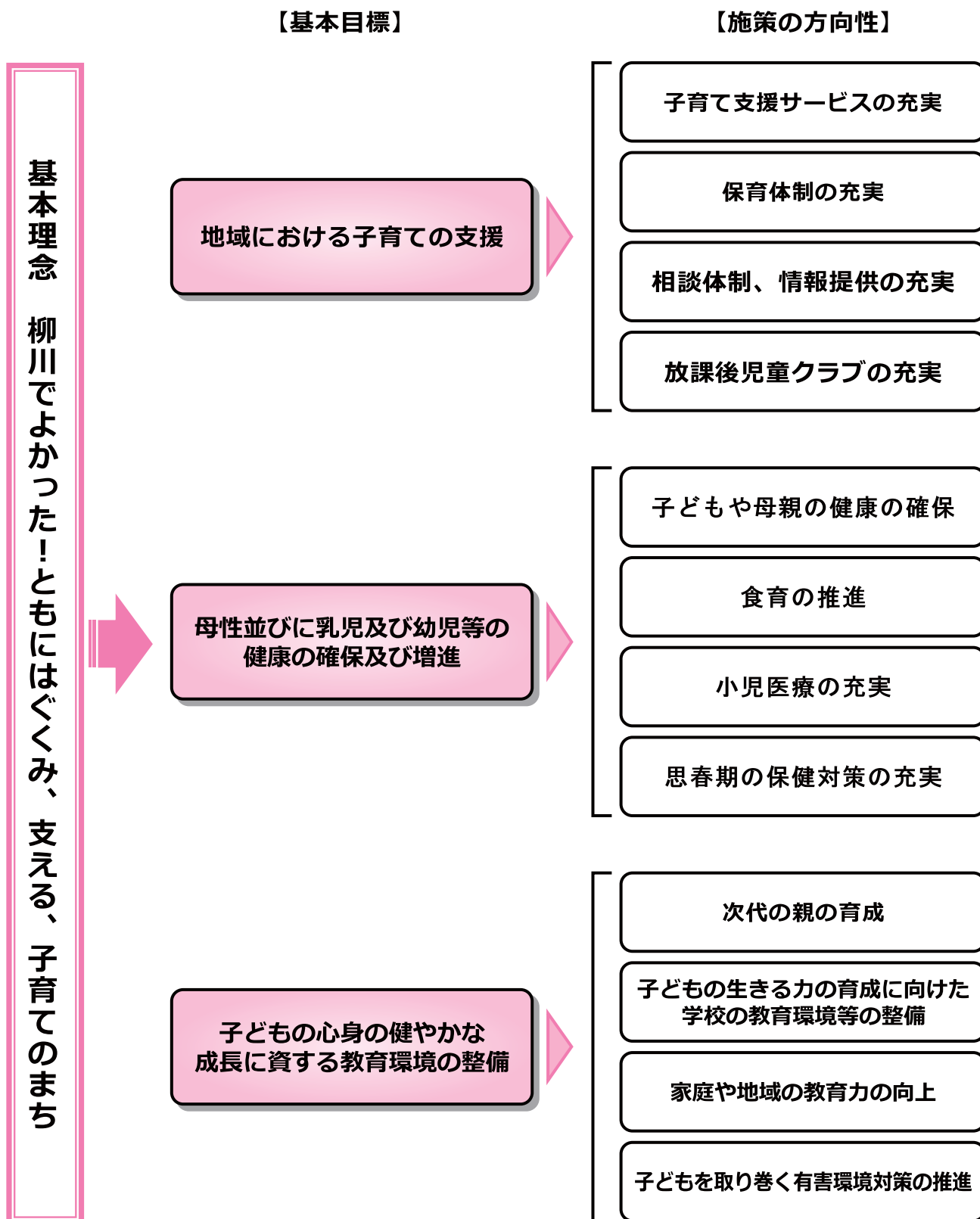
確保の方策

妊婦の健康保持増進のため、今後も継続してきます。

実施計画

1 計画の体系

■ 施策体系図 ■



基本理念 柳川でよかった！ともにはぐくみ、支える、子育てのまち

子育てを支援する生活環境の整備

良好・安全な生活環境の整備

職業生活と家庭生活の
両立の推進等

就業環境の整備

結婚・妊娠・出産・育児の
切れ目ない支援の推進

切れ目のない子育て支援の推進

多胎児養育家庭の支援の推進

経済的な負担の軽減

結婚サポート推進

子ども等の安全の確保

子どもの交通安全を
確保するための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から
守るための活動の推進

要保護児童への対応など
きめ細やかな取組の推進

児童虐待防止対策の充実

障がいのある子どもがいる
家庭への支援

ひとり親家庭等の自立支援

2 事業一覧

目標1：地域における子育ての支援

近年、核家族化が進み、地域の結びつきが薄れつつある社会環境の中で、身近に相談する相手がいない、子育てを学ぶ機会がないといった理由から、育児に対する負担感や不安、孤立感を感じる親が増えています。また、子育て家庭の就労形態、生活形態の変化により、子育て支援に対するニーズは多様化しています。

多様なニーズと地域の実情に応じて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、子育てに関する情報を得る機会や相談体制の充実、それぞれの生活段階に合わせた経済的支援など、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点から、一人ひとりに寄り添った子育て支援の体制づくりを進めます。

さらに、人とふれあう機会が少なくなった現代の子どもたちにとって、身近な地域の人々との交流は大切な経験であり、家庭、地域、学校等の連携による地域交流の場や、高齢者も含めた多世代交流の場づくりを推進します。

①子育て支援サービスの充実

○地域子育て支援センター及びつどいの広場を子育て支援の拠点と位置づけ、専門の職員による相談や情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に努めます。

併せて、子育て中の親子が気軽に交流できる場や多世代交流の機会を設け、地域全体で子どもを育てる環境を整備します。

○保護者の多様なニーズに対応するため、また、すべての家庭が安心して子育てに取り組めるよう、ファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業等の一層の充実に努めます。

○民生委員・児童委員活動等により、子育て家庭のさまざまな事情の収集や状況把握を基に、個々の家庭に対する子育て支援の対応を図ります。

- 地域子育て支援拠点事業
- 子育てサークルへの支援
- 一時預かり事業
- 関係団体との連携

- 保育所・幼稚園における地域との交流事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- ブックスタート
- 子どもを守る地域ネットワーク事業

②保育体制の充実

○通常保育については、本計画における需給計画を基に対応することとし、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても、内容の充実に努めます。

- 病児保育は、現在実施できていませんが、広域での受入れなども含め、実施に向けて検討します。
- 子育て短期支援事業は、現在児童養護施設白梅学園のみで実施していますが、施設の都合で受入れが困難になるなどの問題があり、今後とも希望者の受入れができるように体制確保に努めます。
- 多様な保育ニーズに対応するために設置されている企業主導型保育施設や認可外保育施設については、質の向上に努めます。

- 通常保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 幼稚園預かり保育事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- 延長保育事業
- 休日保育事業

③相談体制、情報提供の充実

- 子どもとその保護者の個別ニーズを的確に把握して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等についての情報提供、相談、利用支援等を行います。
- 情報提供については、既存のパンフレット等を活用するほか、スマートフォンを活用した相談受付や子育てイベントへの参加予約等、多様な手法を検討します。

- 利用者支援事業
- 情報提供体制の整備・充実

④放課後児童クラブの充実

- 放課後児童クラブについては、共働き世帯の増加や対象児童（年齢）の拡大により利用希望者が増加しており、希望者の受入れに必要な体制の整備や支援員の確保とレベルアップに努めます。
- 夏休みなど学校の長期休暇期間の受入れなど、児童と保護者のニーズに合わせた放課後児童クラブの運営に努めます。
- 子どもの居場所対策として、放課後子供教室（※）との一体型の推進や地域の公民館等との連携・活用についても検討します。

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 安全・安心な居場所づくりの推進
- 新・放課後子ども総合プラン

※放課後子供教室：空き教室などを活用し、すべての子どもを対象に、地域の協力を得て学習やスポーツ、文化活動などを行う取組み

目標 2：母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

安心して出産し子育てに臨めるような、妊娠期からの安定した環境づくりのため、子育てを学ぶ機会の充実や、子育て支援等必要な情報の提供、若年・高齢妊婦や不安を持つ妊婦家庭等への継続した支援など、産前・産後・育児期にわたる切れ目ない支援を行います。

また本市では、健康的な食習慣づくりの推進を図るため、食生活改善に関する事業の促進や学校での食育教育等を実施し、子どもやその保護者に対して、食生活の重要性の啓発と、子どもにとって望ましい食生活のあり方等についての情報提供を行います。

さらに、将来を見据え、いずれ親となる子どもたちが命を育んでいくという視点も取り入れ、成長に応じた健康教育の充実や、思春期における相談体制・支援対策の充実を図ります。

①子どもや母親の健康の確保

- 国の推進する「健やか親子 21」に基づき、安心して子どもを産み、健やかに育てるための基盤となる母子保健の水準向上を図っていきます。
- 母子健康手帳の交付や妊婦健康診査を通して、若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親の妊娠期、育児期の悩みに対する相談・指導を行うとともに、妊娠期の健康づくりや出産に関して、男女が共に学べる機会の充実を図るため、集団教育形式によるマタニティセミナー等を開催し、親としての自覚の形成と子育て期における仲間づくりの支援を行います。
- 生後 4 か月までの乳児がいる家庭を保健師や助産師等が訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」を通じ、母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、適切な情報提供や相談の一層の充実に努めます。
- 母親の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、育児不安の軽減、産後うつ予防等を図るため、産後ケア事業の実施に向けて検討します。
- 小児期の健康管理については、発達段階に合せた健康診査及び予防接種を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の実施、子どもの事故予防に関する啓発や情報提供、さらには幼児期のメディア接触の影響についての啓発等を行っており、今後も取組みを行っていきます。

■母子健康手帳交付	■父子手帳交付	■妊婦健康診査
■マタニティセミナー	■乳児家庭全戸訪問事業	■4か月児健康診査
■10か月児健康診査	■1歳6か月児健康診査	■3歳児健康診査
■予防接種事業（乳幼児）	■乳幼児発達事後指導相談	■健康まつり
■事故予防の推進	■産前・産後サポート事業	■産後ケア事業

②食育の推進

- 子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じて、食に関する学習の機会や情報提供を進め、心と身体の健康づくりを推進します。
- 乳幼児健診時におやつや朝食の大切さ等の情報提供を行うほか、食育推進研修会や離乳食教室、認定農業者会交流事業、学校での食育教育等を実施します。また、地産地消や旬の食材・安全な食材の使用、生産者や調理人との交流の機会等をより一層充実させます。

■食生活改善の促進

■食に関する学習

③小児医療の充実

- 子どもの急病時に適切な対応が可能となるよう、在宅当番医制や病院群輪番制(※)を継続して実施し、小児医療体制の整備に努めます。
- 休日・夜間の小児科専門の診療体制については、柳川市だけでの対応は困難な状況にあり、久留米広域小児救急センターや小児救急電話相談#8000 番の周知に努めていきます。

■小児医療体制の整備

④思春期の保健対策の充実

- スクールカウンセラー活用事業により、児童生徒や保護者が心や身体の悩み、不登校やいじめ等の問題を相談できるような体制づくりに努めるとともに、各学校単位において、喫煙・飲酒・薬物乱用の有害性についての知識の普及を図ります。
- 心と身体のバランスがとれた成長を促すため、成長段階に応じ、性に対する正しい知識や命の大切さに関わる教育を推進します。

■スクールカウンセラー活用事業

■薬物乱用防止指導計画に基づく指導の実施

■性及び命の大切さに関する教育の充実

■青少年問題協議会

※病院群輪番制：重症救急患者に対応する二次救急の指定を受けた圏域内の複数の病院が、当番制で救急患者の受入れ・診察を行う制度

目標 3 : 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

目まぐるしく変化する現代社会を生きるために、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てることが求められています。

本市においては、学校のほか、家庭や地域が連携して教育力を高め、子どもの「生きる力」を育む取組みを推進します。

また、子どもが成長する過程において、生命の尊さや男女が協力して家庭を築くこと、子どもを産み育てることの大切さを感じることができるような啓発活動や乳幼児とのふれあいの機会や交流・体験活動を進めます。

さらに、急速に普及してきたスマートフォンなどのＩＣＴ機器や、ＳＮＳの安易な利用の危険性についての啓発を推進します。

①次代の親の育成

○次代を担う中学生・高校生に対して、生命の尊さや子どもを産み育てることの意義、子育ての喜びや楽しさを伝えるため、地域住民やボランティア等との連携により、乳幼児とのふれあいの機会や、さまざまな交流・体験活動、自主活動等の機会の充実に努めます。

■公民館事業

■ボランティア

②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

○個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視するとともに、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などの「生きる力」を身につけさせるため、家庭、学校、地域といった社会全体の環境整備を図ります。

○学校教育においては、確かな学力の確立に向けて、今後求められる情報処理能力や情報モラルの育成に加え、外国語活動を充実するとともに、心の教育、国際理解教育等現代社会の課題に対応した教育を積極的に取り入れていきます。また、学校教育全体の向上のため、学校教育施設の整備・安全確保に取り組みます。

○心理的、情緒的理由により、登校できない状態にある児童・生徒に対しては、学校復帰の援助を目的とした「適応指導教室」において、復帰のためのプログラム実施、児童生徒の指導、学校との連携活動等を行ないます。

○いじめ・不登校・非行等の問題への対応のため、気軽に相談できる体制づくりとともに、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりに努め、要保護児童対策地域協議会を開催するなど、児童・生徒の心の問題にも対応していきます。

○子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団体や総合型地域スポーツクラブ拡大への支援、スポーツ大会・関連行事の拡大などにより一層の充実を図っていきます。

○幼稚園・保育所・小学校教育の連携を強化し、就学前の教育に関する情報交換を密にし、一貫した教育の充実に努めます。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ■ I C T 教育推進事業 | ■ 小学校への外国語指導助手の派遣 |
| ■ 外国語指導助手の配置（中学校） | ■ 研究指定校事業 |
| ■ 適応指導教室 | ■ 関係機関とのネットワークづくり |
| ■ 柳川市人権・同和教育研究協議会 | ■ 「要保護児童対策地域協議会」の設置 |
| ■ 就学児健康診断 | ■ スポーツ大会・開催行事の開催 |
| ■ スポーツ少年団体への支援 | ■ 総合型地域スポーツクラブ |
| ■ 幼稚園・保育所・小学校教育の連携 | ■ 幼児教育についての情報発信事業 |
| ■ 幼児教育の充実 | ■ 学校施設の整備 |
| ■ 読書感想画募集 | |

③家庭や地域の教育力の向上

○家庭、地域、学校がそれぞれの教育力の充実に努め、さらには全体が結集していけるような環境づくりに努めていきます。

○地域においては、アンビシャス広場、学童農園事業、学校開放事業など、地域の財産を活用した教育活動、郷土についての学習等の文化・芸術活動、地域ボランティア等と連携した交流・体験活動等の取組みを推進します。

○親に対する教育としては、柳川市立小中学校 P T A 連合会への支援や教育講演会の開催、親同士、親と子育てが終了した世代との交流等、親が学ぶ機会の提供に努めます。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ■ 学童農園事業 | ■ 学校農園事業 |
| ■ 学校開放事業 | ■ 市民参画による生涯学習イベント |
| ■ 各種講座の開催 | ■ 文化芸術振興事業 |
| ■ 地域伝統行事等継承団体の育成 | ■ 生涯学習の推進体制 |
| ■ 家庭教育学級 | ■ 親に対する教育 |
| ■ 社会教育指導員（地域活動指導員を含む） | ■ 指導者養成事業 |
| ■ 社会教育委員研修会 | ■ 市子ども会育成協議会 |
| ■ 社会教育育成事業 | |

④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- スマートフォン等の普及が急速に進む中で、児童生徒による有害サイトへのアクセスの問題や「ネットいじめ」、携帯電話等に対する依存については、小中学校における「情報モラル教育」として教科の中に取り入れながら、発達段階・学年に応じて正しいメディアとの付き合い方の基になる考え方と態度を指導していきます。
- 乳幼児期からの正しいメディアとの付き合い方について、保護者に向けて啓発に努めます。

■環境浄化活動

■福岡県青少年健全育成条例に基づく立入調査

■青少年育成市民会議

目標4：子育てを支援する生活環境の整備

結婚・妊娠・出産・育児のそれぞれのステージの切れ目ない支援の視点から、住環境、交通環境の整備や安全で安心な地域社会の形成を推進します。

また、子どもや子育て家庭、高齢者、障がい者等すべての住民が安心して生活できるよう、ユニバーサルデザイン及びノーマライゼーションの観点による公共施設の整備に努めます。

①良好・安全な生活環境の整備

- 安全性の確保やユニバーサルデザインの観点に立ち、公営住宅の建て替え事業や、計画的な道路交通環境の整備、公共施設のバリアフリー化により、誰もが安心して生活できる環境を目指します。
- 市庁舎をはじめ、多くの人が利用する公共施設については、障がい者や妊産婦、親子連れでも利用しやすい、段差解消、多目的トイレの設置、障がい者用駐車場の設置等の整備に努めます。
- 子育て世代のニーズが高い児童公園などの子どもの遊び場については、計画的な整備と適切な管理に努めます。

■公営住宅の建て替え事業

■重点施設整備

■公園遊具等の安全管理・補修

■公共施設のバリアフリー化の推進

■児童公園の整備・管理

目標 5：職業生活と家庭生活の両立の推進等

人々の生き方・働き方の多様化に伴い、仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境整備が求められています。

このため、市内全企業に対して、育児休業制度や短時間労働制度の啓発をするとともに、必要なときに保育が利用できる環境の整備について支援します。また、男女がともに子育てを行う環境づくりに努め、男性の子育て参加の促進を図ります。

また、ひとり親家庭が自立した生活を営み、子どもの健やかな成長を図るために、経済的支援とあわせて、就労支援や子育てサービス等の情報提供、相談体制の充実を図ります。

①就業環境の整備

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直しや男女が互いに協力し合いながら子育てを行う環境づくりを推進します。
- 働き方の見直しや子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰制度や企業の取組みの紹介等、仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進に努めます。
- 子育てと両立できる働き方の実現のため、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた取組みを促進します。また、父親も育児休業を取得して子育てに参加できるよう、企業や地域社会への意識啓発等を推進します。
- 県と連携し、女性の就労相談や情報提供を行うとともに、労働関係法規の啓発活動にも努めます。

■男女共同参画の意識啓発

■男女共同参画を推進する企業の雇用優良表彰及び事例紹介

■事業者向け労働セミナー等の開催

■労働関係法規の情報提供

■事業者への広報

■女性労働相談の実施

目標6：結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

急速な少子化の進行や家族形態の変化等の環境の変化に対応し、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、家庭、学校、職場、地域など社会全体で、結婚、出産及び子育てを支える切れ目ない支援が重要です。

本市では、子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関と連携して妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。また、結婚支援の取組みを行うとともに、保育料の軽減や不妊治療に係る費用の一部助成など、子育てに係る経済的負担の軽減にも努めます。

①切れ目ない子育て支援の推進

- 妊娠、出産、子育て期にわたる様々なニーズに対応し、子育てに係る相談や必要な情報の提供をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」を設置し、関係機関と連携しながら必要な支援に繋がっていきます。
- 妊産婦等の孤立感や育児不安の軽減のため、相談支援、母親同士の交流促進等、産前・産後サポート事業の実施に向けて検討します。
- 地域における子育て支援サービスの利用促進を図るとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種子育て支援サービスに利用できる子育て応援券の交付など、子育て世代のニーズに合った新たな支援の検討を行います。

■子育て世代包括支援センター

■産前・産後サポート事業

■子育て応援券交付事業

■産後ケア事業

②多胎児養育家庭の支援の推進

- 妊娠・出産から子育て期まで、保護者の負担が特に大きい多胎児養育家庭の支援について、ヘルパーの派遣のほか、育児経験者による有用な情報の提供など、きめ細やかなサポートの実施を推進します。

■エンゼルサポーター事業

■産前・産後サポート事業

■子育て応援券交付事業

■産後ケア事業

③経済的な負担の軽減

- 保護者の子育てに係る経済的負担を軽減するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、不妊治療に係る費用の一部助成や多子世帯への支援など、各種経済的支援の充実に努めます。
- 経済的支援を必要としている家庭の問題は多様化・複雑化しており、より専門的な支援を行うための人材の確保・育成について検討します。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ■保育料の軽減 | ■幼稚園就園に対する支援 |
| ■児童手当の支給 | ■乳幼児等医療助成制度 |
| ■ひとり親家庭等医療費助成制度 | ■重度障害者医療助成制度 |
| ■未熟児養育医療 | ■不妊治療対策助成事業 |
| ■第3子手当の支給 | |

④結婚サポート推進

- 急速に進む少子化の背景となっている晩婚化や未婚化などに対応するため、未婚の男女に出会いの場・交流の場を提供する結婚サポート事業を検討します。

- 結婚サポート事業

目標7：子ども等の安全の確保

子どもが交通事故や犯罪の被害に遭うことは、保護者の大きな不安要因のひとつです。交通事故や犯罪被害の防止のため、地域の協力を得ながら対策を講じることが必要です。

そのために、子どもが健全に成長できるという視点に立って安全な子どもの遊び場確保などの生活環境を整備するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所、学校、地域、警察等関連機関と連携を図り、交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進し、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 子どもや保護者を対象とした交通安全指導や交通安全教室等を充実させることで、交通安全意識の高揚に努めます。
- 交通安全計画に基づく道路交通環境の整備に努めるとともに、交通安全指導員等による登下校時の見守りなど、地域の見守り活動を推進します。
- 保育所等において、散歩等の園外活動を安心して楽しめるように、安全対策のための道路交通環境の整備に努めます。

■交通安全教育

■交通安全計画

■交通安全街頭啓発事業

■保育所等の園外活動に係る危険箇所点検事業

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 子どもは自分で自分の身を守ることが難しく、犯罪等の被害を未然に防止するため、地域の防犯パトロール等見守り活動、防犯灯の設置、小中学校安全指導員の配置等、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。
- 不審者情報の収集・共有、「子ども110番の家」の周知を図るとともに、子どもや保護者に対する防犯教育を強化します。
- スマートフォンの普及や SNS の利用拡大などにより、ネット犯罪に巻き込まれる危険性が増しており、適正利用の啓発や見守り活動に取り組みます。

■安全安心まちづくり条例

■防犯灯の設置

■小中学校安全指導員

■ネット・パトロール

■子ども110番の家

目標 8：要保護児童等への対応などきめ細やかな取組の推進

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。本市においては、関係機関との連携による虐待防止ネットワークの構築や、相談窓口、相談体制の整備等により、虐待の発生予防、早期発見ときめ細やかな対応に努めます。

また、障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援体制の整備等の総合的な取組みを推進します。

ひとり親家庭については、子どもの健やかな成長のために自立した生活を営むことができるように、経済的支援と併せて、保護者の就業支援や生活支援等、総合的な自立支援を推進する。

① 児童虐待防止対策の充実

○子どもとその家庭等からの相談に応じるとともに、地域の資源やサービスとつなぐ役割を担う「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、専門性を有する職員の配置、講習会への参加等により、支援体制の強化を図ります。

○庁内の関係部署が緊密な連携をとるとともに、要保護児童対策地域協議会、児童相談所等の関係機関との連携を強化して、児童虐待の発生予防、早期発見、迅速・的確な対応に努めます。

○虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

■乳児家庭全戸訪問事業

■養育支援訪問事業

■子ども家庭総合支援拠点

■母子生活支援事業

■地域子育て支援拠点事業

■家庭児童相談事業

■子どもを守る地域ネットワーク事業

②障がいのある子どもがいる家庭への支援

○障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

○障がい児が身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、年齢や障がいに応じた専門的な医療や療育の提供、在宅支援の充実、保育所等訪問支援（※）の活用、就学支援を含めた教育支援体制の

整備等の総合的な取組みを推進し、障がい児とその家族に対する支援の充実に努めます。

- 自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいについては、社会的な理解が十分に進んでいないことから、適切な情報の周知に努めます。
- 発達障がいの子どもについては、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるようにするため、一人ひとりの希望を尊重しながら、障がいの状態に応じて、専門家の協力を得ながら教育上適切な支援に努めます。
- 本市は、認定こども園、幼稚園、保育所等における障がい児の受入れを支援するとともに、保護者を含めた関係者が、障がいのある子どもとの接し方や教育上必要な支援等について理解を深めることにより、円滑な支援につなげていきます。
- 医療的ケア児（※）が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築について検討します。

- | | |
|------------------|--------------|
| ■障害児保育事業 | ■障害児保育環境改善事業 |
| ■特別支援教育児童生徒の就学補助 | ■相談窓口の設置 |
| ■特別児童扶養手当の支給 | |

③ひとり親家庭等の自立支援

○ひとり親家庭については、保育所や放課後児童クラブ、子育て短期支援事業等の利用に際しての配慮等の支援策を推進するとともに、母子父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当の支給や医療費の助成、さらには自立支援事業による就業支援給付金や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ■ひとり親家庭等日常生活支援事業 | ■高等職業訓練促進給付金等の支給 |
| ■自立支援教育訓練給付金の支給 | ■児童扶養手当の支給 |
| ■保育所や放課後児童クラブ等の利用における配慮 | |

※保育所等訪問支援：保育所や学校等を利用する障がい児に対して、訪問により、集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進するもの

※医療的ケア児：たんの吸引や人工呼吸器の使用など、医療的援助を日常的に必要とする子どものこと

計画の推進体制

1 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園、保育所、認定こども園の運営状況等の必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、密接な連携を図ります。

また、住民の保育ニーズに応えられるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組みを進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所においては、研修などの分野で相互の連携が必要であり、本市はそのための支援に努めます。

また、保育を必要とする子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるように、相互の連携に努めます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「柳川市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、この結果を公表します。

また、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

【発行・編集】

柳川市 保健福祉部 子育て支援課

〒832-8601 柳川市本町87番地1

TEL (0944) 73-8111 (代)

